

新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）に関する

区民意見募集の実施結果及び意見要旨と区の考え方

目次

新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）に関する区民意見募集の実施結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
区民意見募集における意見要旨と区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）に関する区民意見募集の実施結果の概要

1 実施時期

平成30年8月15日（水）から平成30年9月14日（金）

2 意見提出者数及び意見数

提出方法	意見提出者数	意見数
メール	2名	10件
ファックス	1名	9件
窓口	1名	2件
計	4名	21件

3 意見項目内訳と意見数

意見項目	意見数
屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）	14件
全体	1件
(1) 神楽坂地区全体に共通する屋外広告物の景観形成	10件
(2) Aエリアの屋外広告物における景観形成	3件
その他	7件
計	21件

4 意見への対応

意見への対応	件数
a 意見の趣旨を計画に反映する	0件
b 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	2件
c 意見の趣旨に沿って計画を推進する	2件
d 今後の取組の参考とする	4件
e 意見として伺う	10件
f 質問に回答する	2件
g その他	1件
計	21件

区民意見募集における意見要旨と区の考え方

1 屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）に関する意見（14件）

【全体】

意見 No.	意見（要旨）	区の考え方	
1	素案は概ね妥当と考える。 神楽坂地区はおしゃれなまちを目指していると聞いているが、屋外広告物についても新宿区の良質な屋外広告物の先導役を担ってほしい。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今回の地域別ガイドラインの策定により、よりきめ細かい景観誘導を行い、良好な景観形成を推進していきます。

【(1) 神楽坂地区全体に共通する屋外広告物の景観形成】

2	3ページ 景観形成の目標 「伝統と現代がふれあう粋なまち」となっているが、伝統的なものと現代的なものはふれあうというより衝突する場面が多いと感じるので、もう少し丁寧な説明がほしい。	e	ご意見として伺います。 平成4年に地元組織である「神楽坂まちづくりの会」によって「伝統と現代がふれあう粋なまち－神楽坂－」というまちづくりの目標が定められて以降、現在に至るまで同じ目標でまちづくりが進められています。
3	4ページ 広告表示面積（例）傾斜のある広告物の場合 これでは水平床面や天井の広告物の面積は制限できない。一時、床面広告が流行り、新宿区も禁煙ブロックを採用したが、濡れると滑り易く危険である。	d	今後の取組の参考とします。 床面等に設置する屋外広告物については、東京都屋外広告物条例において対応しています。

意見 No.	意見（要旨）	区の方考え方	
4	5 ページ ⑥照明に配慮する 点滅が分からない位ゆっくりフェードイン・アウトする場合は規制の対象になるのか。	f	ご質問に回答します。 間隔を問わず、点滅装置を伴う照明等は対象となります。
5	5 ページ ⑦地元関係者組織との協議 「神楽坂まちづくり興隆会」について、組織の説明や、協議する権限を付与する法的な根拠が必要では。また興隆会の情報をネット上に公開する開かれた努力が必要では。	e	ご意見として伺います。 新宿区景観まちづくり計画では、屋外広告物の景観形成について、「多様な主体との連携」という考えのもと、「地域が主体となった自主的な取り組みなど、町会、商店会等と連携を進めます」という方針を掲げています。本ガイドラインによる協議は、こうした方針に基づく地元組織と連携した取り組みとして位置付けています。 「神楽坂まちづくり興隆会」は、神楽坂地区に複数ある商店会の各代表者や、NPO 法人の代表者などで構成され、神楽坂地域のまちづくり活動の主体となる団体です。 今回のガイドラインは「神楽坂まちづくり興隆会」からの要望を契機に策定に向けた取り組みを進めてきていること、また、地域の個性をいかした屋外広告物の景観誘導を行うという意向を踏まえ、同組織を協議主体としています。 また、上記の内容についてはホームページ等でも周知を図っていきます。
6	5 ページ ⑦地元関係者組織との協議 東京都屋外広告物条例の許可申請が必要な屋外広告物については区でチェックし協議の場へ上げることが出来るが、許可が不要なものは設置者の申し出がないと出来ない。現実的に見て設置者がその都度、協議の申請をするとは思えない。この項は「問題が起きた時に、行政や地元組織は知らなかった」という抗弁をするためのもので、まちの景観向上の助けになるものではない。	e	ご意見として伺います。 ガイドライン施行時に区広報やホームページ、景観まちづくりニュース等により周知に努めるとともに、地元の町会や商店会等のご協力を得ながら制度の浸透を図っていくことで、屋外広告物条例の許可申請が不要なものも含めて地域にふさわしい良好な景観形成を推進していきます。
7	5 ページ ⑦地元関係者組織との協議 「神楽坂まちづくり興隆会」は年数回しか開かれておらず、皆が申請した場合に協議する責を果たせるのか疑問である。	e	ご意見として伺います。 今回のガイドラインの運用にあたり、神楽坂まちづくり興隆会内に協議のための管理運営委員会を設置します。区は管理運営委員会における協議が円滑に進められるよう支援をしていきます。
8	5 ページ ⑦地元関係者組織との協議 現在、神楽坂通り沿道地区は「まちづくり協定」が生きており、建築物等の事前協議が規定されている。建築物と広告物を別々に申請、協議するのは二度手間である。	c	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 建築物と屋外広告物が同時期に計画される場合等については、申請者の負担を減らせるような工夫を考えてまいります。
9	5 ページ ⑦地元関係者組織との協議 こうした取り組みは区が決めて実現するものではなく、まちの人々が話し合いながら自ら醸成していくことが肝要である。「神楽坂まちづくり興隆会」は単に協議をするために存在するのではなく、これをまちに広めていく活動も行うべきである。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 神楽坂地区は以前より地元の方々を主体としたまちづくりが進められてきた地区であり、今回のガイドラインについても「神楽坂まちづくり興隆会」からの要望をふまえ、地元の方々も参加するワークショップや検討委員会等により検討を進めてきたものです。

意見 No.	意見（要旨）	区の方考え方	
10	5 ページ ②窓面広告を工夫する 低層部（7m 以下）に制限する根拠が分からない。3 階（7m 以上）になると視認しづらくなることはあるが、出店されている事業者の権利をはく奪するまで景観に害をもたらすものと言えるのか疑問である。昨年度のワークショップで 3 階以上は景観を損ねる旨の意見が出されているが、個人的な主観であり、科学的論理的な裏付けはなされていない。	e	ご意見として伺います。 「エリア別景観形成ガイドライン」において、本ガイドラインのエリアの大部分は「2-3 神楽坂（神社・寺町エリア）」及び「2-4 神楽坂（路地・横丁エリア）」に属しており、「低層部の賑わいを感じられるよう、1 階の軒線を強調した意匠とする」「看板類の規模や位置は、周囲と調和のとれたものとする」等の具体的な方策が示されています。 以上のことから、落ち着いたまちなみの中にも低層部での賑わいを感じられるよう、窓面広告物を地上 7m 以下（2 階以下のイメージ）に抑え、神楽坂らしいたたずまいを守るための方策としています。
11	6 ページ ④置き看板・行灯・のぼり旗に配慮する 置き看板と行灯は大きさの上限を定めているが、根拠は何か。設置場所を敷地内としており、その敷地の大きさとも絡み一概に規定するのはいかがなものか。これも事業者の権利を制限するものなので慎重に定める必要がある。 公道や私道でなく敷地内であっても、そこに物が置かれていれば安全性は阻害される。安全性と経済性の両方から細かい規定（大きさだけでなく形状や重さ等）も必要と考える。	e	ご意見として伺います。 置き看板と行灯の寸法については、他地区の事例や神楽坂地区で実際に使用されているものを参考にしながら、地域にふさわしい大きさを検討しました。その結果を数値の目安として、本ガイドラインでお示ししています。

【(2) A エリアの屋外広告物における景観形成】

12	7 ページ ②壁面広告物 低層部（7m 以下）に制限する根拠が分からない。3 階（7m 以上）になると視認しづらくなることはあるが、出店されている事業者の権利をはく奪するまで景観に害をもたらすものと言えるのか疑問である。昨年度のワークショップで 3 階以上は景観を損ねる旨の意見が出されているが、個人的な主観であり、科学的論理的な裏付けはなされていない。	e	ご意見として伺います。 「エリア別景観形成ガイドライン」において、本ガイドラインのエリアの大部分は「2-3 神楽坂（神社・寺町エリア）」及び「2-4 神楽坂（路地・横丁エリア）」に属していますが、「低層部の賑わいを感じられるよう、1 階の軒線を強調した意匠とする」「看板類の規模や位置は、周囲と調和のとれたものとする」等の具体的な方策が示されています。 以上のことから、落ち着いたまちなみの中にも低層部での賑わいを感じられるよう、壁面広告物を地上 7m 以下（2 階以下のイメージ）に抑え、神楽坂らしいたたずまいを守るための方策としています。
13	7 ページ ③突出広告物 「縦横比を 1：1 または 1：2」の部分について、「1：1 または 2：1」の誤りでは。	g	ご意見を踏まえて修正します。 「縦横比を 1：1 または 2：1」に修正します。

意見 No.	意見（要旨）	区の方考え方	
14	7ページ ㊸突出広告物 縦横比を固定して規制するのは自由度が低すぎる。条例の総量規制の中若しくは1店当たりの面積規制とすべきである。	d	今後の取組の参考とします。 突出広告物の設置可能な範囲は東京都屋外広告物条例施行規則により定められていますが、今回のガイドラインで縦横比を設定することにより、突出広告物が全体的に低めに設置され、神楽坂地区にふさわしい秩序ある景観にするための方策としています。

2 その他の意見（7件）

15	A～Fエリア全域にわたって、屋外広告物のみならず、店舗等の外装の色彩を統一できたらと考える。 パチンコやカラオケ等の娯楽施設や、飲食チェーン、ドラッグストアは生活を支える重要な施設であるが、もう少し地域のイメージに合った落ち着いた色彩に統一できないか。 色彩を統一した場合、各店舗のイメージ向上にもつながると考える。	d	今後の取組の参考とします。 素案の区域のうち、A、B、C、Fエリアの一部は新宿区景観まちづくり計画の「粋なまち神楽坂地区」、それ以外は「一般地域」に指定されており、それぞれの景観形成基準の中で、外壁の色彩や素材は、周囲のまちなみと調和した落ち着いたものとする等と定められています。 一定規模以上の建築物の新築等の場合、新宿区景観まちづくり条例に基づき景観事前協議が必要となりますので、その際に景観形成基準への適合状況等を確認し、地域にふさわしい景観形成が図られるよう誘導していきます。
16	「神楽坂まちづくり興隆会」は本ガイドラインの形成過程に参加し、今後の協議をリードする当事者であるので、説明会での説明は興隆会がすべきではないか。区が全面的に説明をしたのはなぜか。	f	ご質問に回答します。 「屋外広告物に関する地域別ガイドライン」は「新宿区景観まちづくり計画」に基づく、良好な景観の形成を推進するための指針のひとつであり、区が定めるものです。
17	建物の附属物の屋外広告物よりも、建物そのもののほうが重要なので、新宿区が関わった都市マスタープラン、地区計画等と本ガイドラインとの関係の説明があると良い。	c	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 「新宿区景観まちづくり計画」の6ページに記載のとおり、都市計画法に基づく「新宿区都市マスタープラン」や、景観法等に基づき「新宿区景観まちづくり計画」が定められています。 「屋外広告物に関する地域別ガイドライン」は「新宿区景観まちづくり計画」に基づく、良好な景観の形成を推進するための指針のひとつとなります。
18	観光地では看板店舗（正面と内装だけがそれなりだが、裏にまわると舞台の大道具のような建物）が増えている。本ガイドラインによりそれが加速されないことを願う。 みどり土木部、文化観光産業部、都市計画部との連携したまちづくりを期待する。	d	今後の取組の参考とします。 建築物の新築等においては、エリア別景観形成ガイドライン等により、きめ細かい景観誘導を行い、良好な景観形成を推進していきます。

意見 No.	意見（要旨）	区の方 え	
19	神楽坂のような理念を新宿の中心部の繁華街にも適用して、新宿の繁華街全体が今以上に自制的な屋外広告のまちになることを願う。	e	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区では、まちの魅力の向上、都市活動や地域の活性化等、魅力的な都市景観の形成を図るために、地域特性をいかした広告のルールづくりを進めています。</p> <p>区の代表的な繁華街である歌舞伎町地区については、屋外広告物に関する地域別ガイドラインを定め、「歌舞伎町ならではの誰もが心地よく楽しめる景観へ」「歌舞伎町の都市構造をいかした迷宮的な楽しさを演出する景観へ」等を景観形成の目標に掲げ、良好な屋外広告物の誘導を図っています。</p>
20	銀座では大型ビジョンの設置を禁止している。新宿区の駅周辺でも禁止してほしい。	e	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区景観まちづくり計画において、新宿区の駅周辺につきましては、現在のところ大型ビジョンの設置を規制する考えはありません。</p>
21	神楽坂商店街振興組合は有線放送で音楽を垂れ流しているが、音は重要な環境要素であるので、有線放送はやめてほしい。新宿区は放送設備の助成をやめるべきである。スピーカーの設置間隔、音の大きさ、放送時間は都条例の遵守を求める。	e	<p>ご意見として伺います。</p> <p>屋外広告物に関する景観事前協議の対象は「建築物若しくは工作物に附帯し、又は土地に定着する広告塔、広告板、電柱又は街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ及び装飾街路灯」であり、音に関しては景観事前協議の対象外となります。</p>